

第214回 障害者地域生活支援研究会のお誘い

障害者差別解消法の施行と 本市における取り組みについて

平成28年4月から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。これに先立ち、本市においては平成27年3月から障害者差別解消法連絡会議が開催され、テーマ別の5つの会議で議論が重ねられてきました。また、新たに相談窓口も設置されています。

今回は、障害者差別解消法の概要と本市における取り組みについて、障害福祉企画課より説明します。

引き続き今年度の地域生活支援研究会も、ご参加の皆さまとの活発な意見交換を交え、障害のある人たちが暮らしやすい地域づくりを考える場にしていきたいと考えております。皆さまのご参加をお待ちしております。今年度もどうぞ宜しくお願い致します。

【発言者】 ※冒頭に、障害福祉部の組織改編について説明予定です。

秦 勝彦 氏 （保健福祉局障害福祉部 障害福祉企画課 差別解消法担当係長）

【進行】

柳澤 享 （北九州市障害者基幹相談支援センター センター長）

日 時 : 平成27年4月21日(木) 18:30~20:30

会 場 : 総合保健福祉センター(アシスト21) 2階講堂
(小倉北区馬借1-7-1)

参加費 : 無料

◎障害のある人で、情報保障
(手話、要約筆記等)が必要な
場合は事前にお知らせください。

【お問い合わせ】

北九州市障害者自立支援協議会

(事務局)

北九州市障害者基幹相談支援センター

北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた 6階

TEL:093-861-3045 FAX:093-861-3095